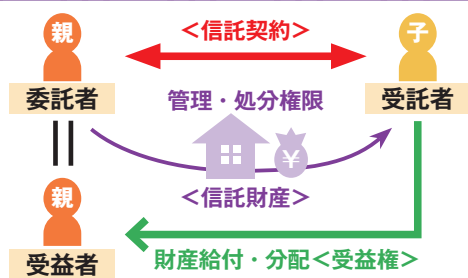




ALPS

ECONOMY

>>> 家庭経済



【図表1】
家族信託のイメージ

「家族信託」とは、信託法という法律を根拠とした財産管理の手法で、不動産・預貯金等の資産を信託できる「家族」に託し、その管理・処分を任せる仕組みです。いわば、「家族の、家族による、家族のための信託（財産管理）」と言えます。

最も典型的なケースは、親子間で、高齢の親が持つ不動産・金銭等の財産の管理を子に託す旨の信託契約を交わし、管理を担う子が親の要望に従って、財産の管理・処分を行う仕組みです【図表1】。家族信託では【図表2】の用語がよく出てきます。

家族信託はあくまで「契約」ですので、親が認知症や大病を患って物事の理解力（判断能力）が著しく低下してしまうと、親子間とも言えども家族信託を実行することはできません。従いまして、親が元気なうちに信託契約を交わしておくことが重要です。親の判断能力が低下しても親の財産管理や処分の手続きが滞らないように、信託契約

「家族信託」とは

「家族信託」とその活用

いざという時にあわてない相続と終活 <<< 第3回

に基づいて子が親の生涯にわたる財産管理を担うイメージです。

老親の判断能力に支障が生じて、預金の出し入れや賃貸アパートの万全の管理、空き家となった実家の売却など、いわゆる預金凍結リスクや空き家の放置の問題を回避できる、超高齢化社会に必要な不可欠な手段として、近年注目を集めています。

さらに子が管理を任された財産（これを「信託財産」と言います）については、信託契約書の中で、親が亡くなった後の財産の承継者を指定できますので、円満円滑に財産を次世代に承継させる仕組みとしても活用されています。

つまり、「家族信託」とは、家族で老親を支える財産管理と円満円滑な財産承継の仕組みであると言えます。

ちなみに、「信託」という文字が入る信託銀行は、受託者として金銭を預かることはできます。しかし、家族信託は、前述のとおり子などの家族が受託者として財産管理を担う仕組みですので、信託銀行とは全く異なる仕組みとなります（信託銀行の「遺



宮田総合法務事務所代表
／司法書士・行政書士
宮田 浩志

【みやた・ひろし】十数年前から家族信託の設計コンサルティングに取り組み、日本屈指の家族信託の組成実績と相談件数を持つ。著書に『図解 いちばん親切な家族信託の本』（ナツメ社）等がある。

言信託」というサービスも、家族信託とは全く別のもので、信託銀行が遺言の作成・執行業務を担うだけのサービス商品です。で、混同しないようにご注意ください。

家族信託のメリットとは

家族信託のメリットについて、ここでは代表的な3つをご紹介します。

1つ目は、「認知症による財産凍結を回避できる」という点です。

配偶者や子など家族であっても、高齢の本人に代わって、銀行窓口で振込や払戻手続をしたり、不動産を売却することはできないため、親の判断能力が著しく低下すると、預金の移動や不動産の売却手続が頓挫してしまうリスクがあります。

そこで、予め子が親から不動産やお金の管理・処分権限を与えられていれば、親の体調に左右されない安定感のある財産の管理と処分が実現できます。例えば、親が入院・入所したために実家が空き家となった場合、受託者となった子が実家を適切な時期に適



【図表2】家族信託で頻出する
重要な用語

委託者	財産管理を任せる人。高齢の祖父母又は両親が典型的
受託者	財産の管理と処分を行う人。子や孫、甥・姪が典型的
受益者	信託財産の実質的な持ち主で、信託財産から利益を受ける人。通常は、「委託者＝受益者」が一般的
信託財産	受託者に預ける財産。「不動産」、「現金」、上場株式・投資信託等の「有価証券」、中小企業の「未上場株式」などが一般的

【図表3】

成年後見制度の 3つの負担・制約

① 事務的 負担	家庭裁判所（後見監督人が選任されている場合は後見監督人）への定期的な報告義務がある
② 経済的 負担	家族が後見人に就任しても後見監督人が就く場合、監督人の報酬として月額1～2万円、家族以外の法律専門職が後見人に選任される場合、後見人の報酬として月額2～6万円という費用負担が後見終了（被後見人の死亡）まで続く
③ アクション への制約	成年後見人ができるのは、家族ではなく本人にとってメリットがあることに限られる

正価格で売却し、そのお金を原資にして、親の生活・介護費用を賄うことが可能となります。

2つ目は、「成年後見制度に代わる柔軟かつ軽負担の財産管理ができる」という点です。

親が急遽判断能力を喪失してしまうと、もはや成年後見制度を利用しない限り、親の預金を下ろしたり不動産を売却することはできなくなります。成年後見制度は国の仕組みですので、【図表3】のような負担や制約があります。【図表3】の①②のとおり、成年後見制度を利用する限り、事務的負担と経済的負担が継続的に発生することになります。また、【図表3】の③については、成年後見制度を利用すると、資産の組換え（遊休不動産の活用、老朽化した自宅や賃貸物件の建替え、不動産の買換え、借入れによるアパートの建設など）による相続税

対策などが原則実行できません。

一方、家族信託を実行すると、成年後見制度を利用しなくても親の生涯を支えきれ可能性が高まり、①②の負担を回避できます。また、親が元気なうちに親の要望とそれを叶えるべく与える権限の詳細を正確に信託契約書に明記するため、財産管理の担い手たる受託者は、親の意向に即した柔軟な財産管理・積極的な資産の有効活用などを実行することができます。

3つ目は、「何世代にもわたる円満円滑な資産承継を実現できる」という点です。

子が預かった信託財産については、信託契約書の中で、親が亡くなった後の財産の承継者を指定できます。例えば、父親が所有する自宅やアパート、現金を信託財産として子に管理を任せただけの場合、父親死亡後も信託契約を継続し信託財産を高齢の配偶者（母親）に承継させつつ、引き続き子に財産管理を任せることができます。さらには、その母親が亡くなった後には、信託契約を終了させ、複数の子に自宅や不動産、現預金を父親が望むとおり承継させることができます。

任意後見制度との違い

家族信託に似た制度に、任意後見制度があります。任意後見制度は、判断能力が著しく低下した際に財産管理や法律行為などを任せたい相手と、元気なうちに契約を交わ

す制度です。判断能力が低下した際に備え、元気なうちに望む相手に任せておくという点で、家族信託と似ています。

ただし、任意後見制度で契約を交わす相手は家族に限らないため、家族内が円満な関係ではない場合や頼れる家族がいない場合には、法律専門職との間で任意後見契約をしておくことは良策となり得ます。その他、家族信託との相違点は次の3つです。

1つ目は、任意後見制度では任意後見監督人が必ず就きますので、3～6カ月に1度、管理している通帳等の開示や財産管理状況の報告をしなければなりません。

2つ目は、ランニングコストです。家族信託は第三者が介在しない設計が可能なので信託期間中のコストを想定しなくて済みますが、任意後見制度では本人が亡くなるまで任意後見監督人への報酬が発生します。

3つ目は、任意後見制度も成年後見制度の一つなので、法定後見と同様、本人のために必要な財産の管理や処分しかできません。相続税対策、争族対策を踏まえた積極的な資産運用をしたい場合は、家族信託がお勧めです。

家族信託の 注意すべき点

家族信託の注意すべき点は次の通りです。1つ目は、相談できる専門家が少ない点です。家族信託は、医学業界で言うところの最先端治療にあたるので、医師なら誰で

【図表5】家族信託にかかる導入費用

第一段階	法律専門職への報酬（コンサルティング報酬、契約書作成報酬）
	公証役場の手数料
第二段階	信託登記の登録免許税 （不動産の固定資産税評価額の0.3%又は0.4%）など
	司法書士への登記手続き報酬

家族信託の設計や信託契約書の作成には、家族信託に精通した法律専門職の関与が不可欠ですが、それだけではありません。親と子が一堂に会する「家族会議」の中で親の保有資産状況、年間の収支状況（年金収

手間とコストがかかる点です。

家族信託は、一旦スタートさせると、親を看取るまで、あるいはその先まで何十年と存続する仕組みとなり得ますので、家族信託の実務に精通した法律専門職にしっかりと相談をしないと、あとで大変な事態（必要な課税を受けたり、財産の管理・処分になるリスクが高まります。当然、法律専門職に相談しないで信託契約書を締結したり、公証役場で公正証書を作成しようとすることは絶対にお勧めできません。

2つ目は、**家族信託の実行に際して、**

同時に、法律専門職への報酬が発生します。関与する法律専門職によって報酬体系も様々ですので、導入費用の額だけではなく、ランニングコスト（信託契約スタート後の維持費）の有無についても、しっかりと提示・説明を受け、家族全員の理解を得てから手続きを進めることが重要です。

【図表4】

「家族信託」実行の流れ

第一段階：家族会議での検討から
公正証書化の手続きまで

相談者（親又は子）との初回の打合せ・
必要情報（下記①～③）のヒアリング

- ① 保有資産・収支状況
- ② 家族構成・その関係性・居住エリア
- ③ 親世代・子世代の要望・不安

家族会議の開催（原則）

家族内で上記①～③を情報共有するとともに、専門家を交え要望を実現・不安を回避するために取り得る施策の比較検討

実行すべき施策（家族信託・遺言・任意後見・生前贈与・保険の活用など）の具体的な設計

信託契約書・遺言書・任意後見契約書などの文案作成・修正協議

信託契約公正証書・
遺言公正証書などの作成

第二段階：不動産の信託登記手続き

- ※1 不動産を信託財産に入れる場合、不動産登記簿に管理を担う受託者の住所・氏名を記載する手続き（信託登記）をする必要があります。
- ※2 第二段階終了の前後において、受託者が管理する「信託用口座」への金銭の移動、賃借人への家賃の振込先変更通知の発送など、委託者・受託者がすべき作業もあります。

3つ目は、**税務申告上のメリットを受け**ることができない可能性がある点です。誌面の関係上詳しくはご説明できませんが、「収益不動産の赤字における損益通算禁止」「相続空き家の3000万円控除の適用不可」など、税務上の有利な取扱いが家族信託を実行してしまうと使えなくなってしまう点があることを留意いただき、家族信託に精通した法律専門職や税理士にきちんと確認しておくことをお勧めします。

家族信託の大まかな流れ

家族信託を実行するまでの大まかな流れについては、**【図表4】**をご参照ください。

最も大事なことは、前にも触れましたが、家族信託に精通した法律専門職同席のもと家族会議を何度も開いて、その中で家族の皆が安心納得する仕組みを実行することです。この家族会議で話し合うプロセスを踏んだ家族は、結果として家族信託や公正証書遺言の作成を実行しないとしても、将来老親が要介護状態になったり相続が発生しても、家族が採めたり困ったりする事態に陥らないことが多いようです。

家族信託にかかる費用

家族信託を実行する際に必要な費用（導入費用）については、**【図表4】**をもとに2つの工程に分けて考えると分かりやすいです。



執筆者の本

『図解 いちばん親切な
家族信託の本』

宮田 浩志 著

[ナツメ社、

2021年9月、1,760円]



家族信託の活用事例

家族信託は、どのような場面・ケースで活用されているのでしょうか。典型的なケースを3つご紹介します。

① 老親の認知症対策として

「第一段階」は、信託契約公正証書を作成するまでの工程です（図表5）。ここで必要となる費用は、家族信託に精通した法律専門職に、家族信託の設計や信託契約公正証書の文案作成を依頼する対価としての「報酬」と公正証書の作成時に支払う「公証役場の手数料」です。

「第二段階」は、信託財産に不動産が含まれる場合の不動産の信託登記（管理を担う受託者の住所氏名を登記簿に記載する手続き）に関する「登録免許税等実費」と司法書士に対する「登記手続き報酬」です。

「第一段階」と「第二段階」を合わせた導入に関する総費用は、信託財産の評価額に対して、概算で1～2%というイメージです。導入費用が安い反面、信託契約期間中、継続的に報酬が発生する報酬体系を採用する専門職・民間企業もありますので、しっかりとした比較検討が必要です。

ちなみに、信託財産として不動産は預からずに、老後資金たる金銭や有価証券、中小企業の自社株式などだけ預かる場合には、「第二段階」の導入費用だけなので、コスト的にはかなり抑えることが可能です。

老親が所有する不動産（自宅やアパート）の管理・処分を万全にするために活用するケースで、家族信託の最も典型的な活用事例と言えます。入院・入所等の理由で空き家となった親の自宅（実家）を、確実かつスムーズに貸したり売ったりすることにより、空き家を放置することなく親の介護・入所費用を捻出できるように備えます。また、預貯金についても凍結させずに、確実に親の生活・介護費用に使えるようにできます。

資産規模が大きい方は、老親の健康状態に左右されることなく、受託者である子が信託不動産たる自宅やアパートを親の資金（信託金銭）で建替えたり買い換えたりして、資産の有効活用や相続税対策を実行するケースもあります。

② 数次相続対策として

高齢の両親がいる場合、例えば父親の所有する財産について、認知症対策として家族信託で不動産と金銭の管理を担います。

父親亡き後、次は母親のために、引き続き家族信託の仕組みの中で財産管理を継続します。つまり、母親に財産を遺すという「遺言」の機能を持たせると同時に、自分で管理ができないかもしれない高齢の母親のために「財産管理の仕組み」として残してあげることを意図します（この点において、単に財産を渡すだけの「遺言」よりも安心できる財産の遺し方が実現できます）。母親を看取った時点で信託契約を終了して、残った財産については、父親が信託契約書の中で

指定した承継者に財産を渡すことができず（父親から引き継いだ信託財産については、母親が遺言を書く必要があります）。③ 親なき後問題への対策として

家族の中に障害のある子がいる場合にも、家族信託の仕組みが効果的な施策となります。対象となる方は、知的障害、精神障害など障害者認定を受けている方に限らず、学習障害、コミュニケーション障害、うつ、引きこもり等も含めた就労や自活が難しい、いわゆる社会的弱者は、広くこの対象になると言えます。

このような子は、親が元気なうちは親の庇護のもと安心した生活を営むことができますが、親が要支援・要介護状態になった後や親が亡くなった後、その子に対してどのような生活支援（経済的な支援も含め）の仕組みを遺してあげられるかが、とても深く大きな課題です。これを「親なき後問題」と言います。ここでは詳細を省きますが、親が元気なうちに、成年後見制度や家族信託、保険などの仕組みを併用しながら、遺される障害のある子が安心して生涯を過ごせるような仕組みを作ることにも可能です。

家族信託は馴染みのない言葉・概念だったかもしれませんが、使い次第で大変有効な財産管理と資産承継の仕組みになります。我が家に使える仕組みになり得るかどうか、是非一度、家族会議の中で話題に出してみてくださいをお勧めします。